

郵便往復はがき

料金受取人払郵便



差出有効期間
2000年
00月00日迄

返信
切手不要

9 2 1 - 8 7 9 9

〈受取人〉

新金沢郵便局私書箱55号
福島印刷(株)内
中小企業基盤整備機構
加入資格確認書事務局(宛)



「小規模企業共済に関する加入時における
資格要件の再確認」についての業務は、
福島印刷株式会社に委託しております。

【お問い合わせ先】
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室
TEL:050-5541-7171 (平日9:00~17:00)

たくさんのお客様からお問合せをいただいております。お電話が大変繋がりにくい場合がございます。本件に関するご不明な点等がある場合は、右記二次元コードから「よくあるご質問」ページもご確認いただけますようお願い申し上げます。



小規模企業共済 ご契約者 各位

小規模企業共済に関する加入時における 資格要件の再確認ご協力をお願い

時下 益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

中小企業基盤整備機構は、小規模企業共済の適正な運営と加入資格を有しない方による利用の防止を目的として、この度、標記の確認をご加入されている全ての皆様に実施いたします。

皆様に右記の項目の再確認をさせていただきますので、**右記の二次元コードにてWebフォームよりご回答**または返信はがきのマークシートを塗りつぶしの上、切り離して投函くださいますようお願い申し上げます。

よくあるご質問

本件に関するご不明な点については、「よくあるご質問」をご覧ください。右記二次元コードまたはURLから、アクセスいただけます。



https://kyosai-web.smrj.go.jp/topics/faq_s_kanyushikaku.html

なお、本資格要件の再確認は、上記の目的のため小規模企業共済法施行規則(昭和40年通商産業省令第50号)第24条の2(※)に基づき実施するものでございます。お手数をおかけいたしますが、ご契約者の皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、本確認で収集した情報は、上記目的以外に使用しません。また、ご回答いただいたはがきについては、確認作業後、適切な方法で処分いたします。

※小規模企業共済法施行規則第24条の2:機構は、共済契約に関して必要があると認めるときは、共済契約者に対し、必要な報告を求めることができる。

※※過去に加入資格について中小機構へお問い合わせいただき、有資格者と確認された方も対象としております。

✂
キリトリ線(切り取ってお使いください。)

資格要件の再確認にあたっては、以下のお客様情報をご参照ください

お客様のご登録情報

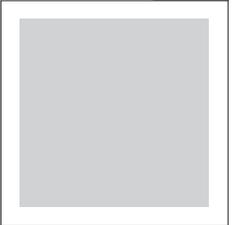
ご加入時の地位(※)	個人事業主
ご加入年月日	昭和88年88月88日

※掛金納付月数の通算手続きをした方は、通算後の地位を記載しております。

回答用Webフォームへのアクセス方法

3分で完了!

右記二次元コードまたはURLからWebフォームへアクセスいただけます。Webからの回答であれば3分で完了いたします。



https://kyosai-web.smrj.go.jp/topics/page_000XX.html

回答期限：2024年12月31日

(Webフォーム/返信はがきでの回答どちらも)